

令和 7 年度電子処方箋普及・活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、電子処方箋の普及・活用の促進を図るため、電子処方箋管理サービスの導入に向けた県内の保険医療機関及び保険薬局のシステム整備に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する事業について、補助金等交付規則（昭和 34 年 3 月 23 日長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）及び医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）（令和 4 年 6 月 30 日薬生総発 0630 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知。以下「基金実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険医療機関 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項各号に規定する病院若しくは診療所
- (2) 保険薬局 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項各号に規定する薬局
- (3) 新機能 電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書（厚生労働省医薬局作成）に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋 ID 検索」「調剤結果 ID 検索」に関する機能
- (4) 社会保険診療報酬支払基金 社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 129 号）に基づき設置され診療報酬の支払い等を行う法人

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、令和 7 年 9 月 30 日までに電子処方箋管理サービスの整備を終えており、基金実施要領の「第 2 交付対象事業」の 1 に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金から基金実施要領の「第 9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた県内に所在する保険医療機関及び保険薬局（以下「対象施設」という。）の開設者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付対象としない。

- (1) 県税の滞納がある者
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) その他知事が適当でないと認める者

(交付対象事業)

第4条 交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は次のとおりとする。

- (1) 対象施設が電子処方箋管理サービスを初期導入（(3)に掲げるものを除く。）するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修並びに導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業
- (2) 対象施設が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能を導入するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修並びに導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業
- (3) 対象施設が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修並びに導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業

（補助対象経費）

第5条 交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は前条に掲げる事業に必要な経費とし、基金実施要領の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業における補助対象経費と同じとする。

（交付額の算定方法）

第6条 補助金の交付額は、次のとおり算定する。

- (1) 次の表の第3欄に定める基準額と前条に規定する補助対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額（要領に基づき基金から交付された補助金を除く。）を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設	3 基準額	4 補助率	5 補助上限額
第4条 (1) の事業	大規模病院 (病床数 200 床以上)	486.6 万円	1/6	81.1 万円
	病院 (病床数 200 床未満)	325.9 万円	1/6	54.3 万円
	診療所 ^{*1}	38.7 万円	1/4	9.7 万円
	薬局 ^{*1}	38.7 万円	1/4	9.7 万円
第4条 (2) の事業	大規模病院 (病床数 200 床以上)	135.6 万円	1/6	22.6 万円
	病院 ^{*2} (病床数 200 床未満)	100.0 万円	1/6	16.7 万円

第4条(3) の事業	診療所	24.5万円	1/4	6.1万円
	薬局	25.6万円	1/4	6.4万円
	大規模病院 (病床数200床以上)	602.2万円	1/6	100.3万円
	病院 (病床数200床未満)	405.9万円	1/6	67.6万円
	診療所	54.2万円	1/4	13.5万円
	薬局	55.3万円	1/4	13.8万円

※金額はいずれも税込み。

※病床数は使用許可病床数とする。

※ *1 の申請で補助事業対象経費の実支出額及び総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額が38.8万円以上の場合は交付額を9.7万円とする。

※ *2 の申請で補助事業対象経費の実支出額及び総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額が100.2万円以上の場合は交付額を16.7万円とする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて（5）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。
- (9) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- (10) 補助金を受給した施設は、受給以降一定の期間、県が実施する電子処方箋の普及・活用の促進に関するアンケート、データ提供、ポスター掲示などの取組に協力する。
- (11) (1) から (10) までの条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県に返納させることがある。

(交付の申請及び実績報告)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に関係書類を添付し、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第1項の交付申請書兼実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第13条の規定による報告をするものとする。

(交付の決定及び交付額の確定)

第9条 知事は、第8条の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助金の可否を決定し、その結果を交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第9条の規定による交付の決定内容に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

- 2 申請者は、前項の規定により取り下げようとするときは、第9条の通知日から20日以内に、交付申請取下届書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第 11 条 第 9 条の通知を受けた補助事業者が、補助金の交付請求をしようとするときは、交付決定通知書兼交付額確定通知書の通知日から 30 日以内に、補助金交付請求書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第 12 条 知事は、補助事業者から提出のあった補助金交付請求書が適正であれば、請求書を受理した年度の 3 月 31 日までに補助金を交付するものとする。

（その他）

第 13 条 第 8 条第 2 項ただし書により交付申請書兼実績報告書を提出した補助事業者は、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税仕入控除税額報告書（様式第 5 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、規則第 13 条第 1 項の補助事業の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により知事に報告するものとする。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 この交付要綱に定める補助対象事業については、第 1 条の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の適用がある。

3 前条に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 24 日から施行する。